平成２２年（フ）第１３４６０号
千葉県四街道市鹿渡1150―87
債務者　立原　美佐（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４６１号
東京都板橋区高島平２丁目30―１―902
債務者　岡島伊津子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５０９号
神奈川県川崎市多摩区三田４丁目11―30
債務者　市田　浩江
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５１０号
東京都渋谷区本町６丁目15―15―202
債務者　加藤　榮男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５１８号
東京都大田区西蒲田６丁目37―３―803
債務者　永山　和子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５２３号
東京都稲城市大丸982
債務者　飯島　宗広
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５２８号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目２―11―303
債務者　近藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５３５号
東京都杉並区永福３丁目１―５
債務者　守島由香里こと　金　由香里
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５３６号
東京都港区白金１丁目14―３―103
債務者　戸塚　典子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５３７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目２―37
債務者　鈴木　淳美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５３９号
東京都稲城市平尾３丁目１―１　平尾住宅31棟506
債務者　神田　文彦
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５４０号
東京都稲城市平尾３丁目１―１　平尾住宅31棟506
債務者　神田　知美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５４１号
東京都稲城市平尾３丁目１―１　平尾住宅31棟506
債務者　神田　徳美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５４５号
千葉県船橋市高根台１丁目14―14―202
債務者　佐藤　高志
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５４６号
神奈川県川崎市幸区小倉262―202
債務者　高橋　義人
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部